

**パブリックコメント手続 実施結果
「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する
条例の一部改正の考え方（素案）」**

1 募集期間 令和7年11月5日（水）～令和7年12月5日（金）

2 意見の件数・意見提出者数 29件・12人

3 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	0人	2人	2人	7人	1人

4 内容別の意見件数

	項目	件数
1	制度の趣旨・目的に関する意見	7件
2	認定基準に関する意見	7件
3	民主的な活動に関する意見	3件
4	自治会の参加等に関する意見	1件
5	自治会の支援に関する意見	3件
6	情報の共有・発信に関する意見	4件
7	パブリックコメント手続に関する意見、要望	4件
8	その他意見（匿名の意見等、提出要件を満たしていないもの）	0件
合計		29件

5 意見への対応区分 ※「パブリックコメント手続に関する意見、要望」、「その他意見」として整理したものを除く。

対応区分	説明	件数
反映	意見を受けて考え方（素案）等に一部修正を加えたもの	0件
対応済み	すでに考え方（素案）等に記載されているもの又はすでに対応しているもの	1件
検討	考え方（素案）等への反映は行わないが、今後、取組を推進する上で検討事項とするもの	8件
参考	考え方（素案）等への反映は行わないが、今後、取組を推進する上で参考とするもの	16件
合計		25件

6 条例、計画等の公表日（予定） 令和8年4月1日（水）

茅ヶ崎市くらし安心部市民自治推進課地域自治担当
0467-81-7126(直通)
e-mail : shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■制度の趣旨・目的に関する意見（7件）

(意見1) (対応区分：検討)

表紙【案件の概要】

○下から4行目で、

「『まちぢから協議会』が活動を開始してから10年が経過する中で、条例で規定した一部の認定基準が、地域の実情と会っていないといった制度上の課題があります」と記載がありますが、そもそもこの条例を規定した時から、その課題は市民から指摘があつたにもかかわらず、行政も議会も市民の意見を無視して条例を施行したものです。その点をきちんと自覚すべきです。

また、この制度上の課題を解消し、将来に渡り、『まちぢから協議会』の活動を継続していくようと記載があるが、この内容だけで本当に継続できるのか、疑問です。

(意見2) (対応区分：検討)

7ページ 4. 条例の一部改正 (2) 条例の一部改正の考え方

○条例策定時、最初からすべての自治会が構成員となることが認定基準としての規定は、自治会が任意の団体であるのだからありえないと意見を出していましたが、市民の意見を無視して進められたことを確認したいです。

今になって、認定が取り消しになり、活動が停滞する恐れがあるからと、地域の実情と合わなくなつたという理由を付けるのもどうかと思います。

すでに自治会が抜けてしまっている『まちぢから協議会』に対して、認定を取り消して、補助金等をストップするわけでもなく、今まで通りの活動を行政側が条例改正前にお墨付きを出していると聞きます。これは、自分たちが決めた法律を守らないということになっていると思います。

また、この条例改正だけで、『まちぢから協議会』が将来に渡り、活動が継続していくかれるとは思えません。

(市の考え方)

自治会は地域住民に最も身近なコミュニティ組織であることから、各自治会が中心的な存在となって、地域の各種団体や住民と連携してまちぢから協議会を立ち上げ、市民の自由な意思のもと活動を進めていくことが地域力の向上を図り、市民主体のまちづくりの推進に繋がると考え、「全ての自治会がまちぢから協議会の構成員になっていること」を認定基準として規定しておりました。条例施行から10年が経過し、自治会を取り巻く現状や今後発生が想定される事象を踏まえ、この度、条例の見直しを行うことといたしました。

今回は、現状の課題を踏まえ、将来に渡りまちぢから協議会の活動を継続していくよう条例の一部を見直すものですが、本条例は、まちぢから協議会の活動全てを規定するものではなく、まちぢから協議会を認定するための要件と市の支援のあり方等を規定

しております。今回の見直しだけで、まちぢから協議会に関する全ての課題の解決には繋がりません。制度のあり方については、今後も継続的に検討を進めてまいります。

なお、現時点において、条例第2条第2項第2号で規定した「認定区域で活動する全ての自治会が構成員になっていること」という認定基準を満たしていないまちぢから協議会を認定している事実はございません。

(意見3) (対応区分:参考)

4ページ 3. 各地区の活動状況 (1) 各地区的活動状況

○この文章の上から3行目に、幅広い活動が展開されていると記載がありますが、私の住んでいる地区的『まちぢから協議会』は、幅広い活動が展開されているとは思えません。

○また、下から4行では、市が提供する行政サービスでは補いきれない部分について、『まちぢから協議会』が地域の課題や住民ニーズに沿った独自のサービスを提供することが可能となっていると記載があります。これは『まちぢから協議会』に課せられている活動内容とは違うと思います。

以前から行政側が考えていた行政サービスの肩代わりをさせるために『まちぢから協議会』があることはおかしいと思います。

特に、地域の方々が立ち上げたと言いながら、行政側がこの組織を強制的に各地域に設定していったことを考えれば、各地域のコミュニティを重要視していないし、市民自治を真剣に考えていないのだと考えられます。

(市の考え方)

地区によって状況は異なりますが、条例施行から現在に至るまで、長年地域主催で実施されていた市民集会や防災訓練のほか、子どもの居場所づくり、賑わいの創出、安心安全や情報発信に関する事業など、地域課題に応じた様々な取組みがまちぢから協議会によって行われております。

まちぢから協議会は、協議の場としてスタートし、協議を深める中で、地域課題を解決するための手法として事業実施等をしているケースもあります。

市ではこれまで、協議の場であるまちぢから協議会の設立にあたっての支援をしてきたほか、円滑な協議に向けての調整、事業実施に関する助言等を行っており、各協議会が地域の意向を踏まえ、主体性をもって活動していくよう支援してまいりました。

今後につきましても、自治の基本理念を踏まえた取り組みを推進してまいります。

(意見4) (対応区分:検討)

9ページ 認定に当たり留意すべき事項

※1では、「認定を受けるにあたっては、新たに設立された自治会に対し、加入促進に努めることとします」

たくさんの自治会が『まちぢから協議会』を脱退した場合、先日の議会の全員協議会の説明文では、各自治会を説得するとしています。

大きなお世話ですね。地域の中でまったく活動が意味をなさないと思えることをしてい

る場合、抜けたくなるのは仕方がないと思います。

この文章では、「認定を受けるにあたっては～」の記載があるので、その地域の『まちぢから協議会』が入りたくない自治会を説得するというように読めます。

でも実際は、行政が説得をしている状況が発生しますよね。住民からすると脅迫に近いと思います。行政にはそんな権利はないと思いますが。それこそ、住民自治を無視する態度ではないでしょうか。

それに入らない自治会と地域課題を共有するとしていますが、共有できないことが多いから入らないので、これは絵に描いた餅だと思います。

地域を思うように使おうとする行政の市民自治を無視したやり方は、間違っています。

地方自治体は、市民の自由な活動を、市民生活を保障するためにあるものです。

改正された地方自治法を住民のためになるように解釈し、住民のために間違いをしないでください。

戦時下と同じような軍国主義の手先となった地域住民をお互いに監視させるような団体を作らないということが最も重要です。

もう一度、どうして自治会が他の地域の団体と同じような任意団体となったのか、十分考えてほしいと願います。

この条例の根本的な改正を望みます。

（市の考え方）

まちぢから協議会は、その地区で活動する様々な団体等が集まり、情報の共有や課題の把握、また、その課題の解決に向け活動するコミュニティです。そして、その活動に全ての地域住民が関わることができるよう、民主的な組織運営がされていることが、地域の望ましい姿だと認識しております。

各自治会の事情や考え方は様々であり、各自治会の自由な意思のもと、日頃の活動が行われるべきであることから、まちぢから協議会に加入の意思がない自治会に強制的に加入を促す意図ではなく、自治を推進するための活動に主体的に取り組むよう努めることの必要性について述べております。

条例施行から10年が経過する中で、社会情勢や地域の活動状況は大きく変わってきました。本条例が将来に渡り、まちぢから協議会の活動を継続していくよう、条例の一部を見直すものです。

市が実施する支援が、地域の実情に即した効果的なものとなるよう、制度のあり方については、今後も継続的に検討を進めてまいります。

（意見5）（対応区分：参考）

条例の一部改正について

素案では、「条例の一部改正」にするための情報が十分ではありません。その情報が必要です。このため一部改正には「賛成」できません。

素案に「賛成できない」理由を書きます。

まちぢから協議会（協議会）は10年間で、各地区では協議の場が定着し、地域課題に

についての議論や課題解決のための事業が行われています。そのため、仮に一部の自治会が協議会の構成員にならなくても、協議会全体で連携・補完できます。これが一部改正の主旨ですが、問題点を書きます。

①協議会ができていない地区があるが、この間の市がどんな対応したかについてまったく記述がありません。それを明らかにしないで、「連携・補完できる」という切り捨て的な発想は問題です。

②「地域課題についての議論や課題解決のための事業が行われている」とあるが、市のHPから各協議会の2025年のこれまでの活動を見ると「地域課題についての議論や課題解決のための事業が行われている」とありますが、活動がそんなふうになっているとは言える協議会はほとんど見当たりません。素案とは真逆になっています。

③協議会に入っていたが、途中から抜けた自治会があると聞きます。なぜ抜けたかが分かりません。そのことを究明したのですか。なぜ、抜けたかを明らかにせずに、「協議会全体で連携・補完し合うことが可能な体制となっている」という分析はかなりひどく感じます。

(市の考え方)

現在、まちから協議会が立ち上がってない地区に対しては、市職員が地域の会合で他地区のまちから協議会の活動等に関する情報提供をしたり、茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会の委員である学識経験者による研修会を開催したりするなど、まちから協議会の立ち上げに至った際に参考となるよう、情報提供等を実施してまいりました。

また、地区によって状況は異なりますが、条例施行から現在に至るまで、長年地域主催で実施されていた市民集会や防災訓練のほか、子どもの居場所づくり、賑わいの創出、安心安全や情報発信に関する事業など、地域課題に応じた様々な取組みがまちから協議会によって行われております。今後も市として、まちから協議会の活動の情報発信に努めてまいります。

なお、現時点において、まちから協議会から抜けた自治会はございません。

(意見6) (対応区分:検討)

そのほかに、まちから協議会に感じる疑問。

・茅ヶ崎市を含め多くの地方自治体は「財政は厳しい状況」です。はっきり言って協議会の予算の使い方が「厳しい状況」の中で納得できないことがあります。

・協議会は「誰もが住みやすい地域であり続けるために、地域が一体となって地域課題の解決に向けて取り組むことで、地域力の向上を図り、市民主体のまちづくりを推進する」ことを目的とあるが、10年経ってもその方向に進んでいるとはとても思えません。目的に沿ったような協議会にすべきです。

(市の考え方)

まちから協議会の運営は、地域主体で行われており、市として必要な助言等の支援を行っております。

今回は、現状の課題を踏まえ、将来に渡りまちから協議会の活動を継続していくよう条例の一部を見直すのですが、本条例は、まちから協議会の活動全てを規定するものではなく、まちから協議会を認定するための要件と市の支援のあり方等を規定

しております。今回の見直しだけで、まちぢから協議会に関する全ての課題の解決には繋がりません。制度のあり方については、今後も継続的に検討を進めてまいります。

(意見7) (対応区分: 検討)

各地区のまちぢから協議会での自治会は核ではあるが、組織は10年前と比べると低下している現状を踏まえて全体で見直しを図る時期が来ているのではと考えますが如何でしょうか。

※まちぢから協議会が現状のままの状況ですと、組織力(人)の弱体が想定され協議会存続がと考えてしまいます。

そこで制度設計の見直しも必要と思うが如何でしょうか。

(市の考え方)

自治会は地域住民に最も身近なコミュニティ組織であることから、各自治会が中心的な存在となって、地域の各種団体や住民と連携してまちぢから協議会を立ち上げ、市民の自由な意思のもと活動を進めていくことが地域力の向上を図り、市民主体のまちづくりの推進に繋がると考え、「全ての自治会がまちぢから協議会の構成員になっていること」を認定基準として規定しておりました。現在の条例の規定では、全ての自治会が構成員にならなかった場合、認定が取り消しとなり、まちぢから協議会の活動が停滞する恐れがあります。条例施行から10年が経過し、自治会を取り巻く現状や今後発生が想定される事象を踏まえ、この度、条例の見直しを行いました。

今回は、現状の課題を踏まえ、将来に渡りまちぢから協議会の活動を継続していくよう条例の一部を見直すのですが、本条例は、まちぢから協議会の活動全てを規定するものではなく、まちぢから協議会を認定するための要件と市の支援のあり方等を規定しております。今回の見直しだけで、まちぢから協議会に関する全ての課題の解決には繋がりません。制度のあり方については、今後も継続的に検討を進めてまいります。

■認定基準に関する意見(7件)

(意見8) (対応区分: 参考)

6ページ (2)

茅ヶ崎市の現状がわかりやすくのっていた。今まで個々で活動していた団体がまちぢから協議会を通して、連携がとられてきているように感じる。地域包括→市役所地域福祉課→民生委員→地区社協など。

条例第2条第2項第2号

地域的な共同活動を行うことを目的とし、かつ、当該一定の区域に住所を有するすべての個人が構成員となることができるものの全てが、現に構成員となっているものであることはとても良いと思われます。

(市の考え方)

自治会は地域住民に最も身近なコミュニティ組織であり、今後も地域の各種団体や住民と連携してまちぢから協議会の活動が行われることが、理想であることから、見直し後においても、認定区域で活動する全ての自治会がまちぢから協議会の構成員となるこ

とを原則としております。

(意見 9) (対応区分:参考)

8ページ (3) 認定基準の見直しの内容

○今回の条例の見直しで、『原則』という言葉だけを付けてすべての自治会が入っていなくても認定をするというものだと理解します。

これって、今と何も違わない状況ですね。

管理組合しかないマンションがある『まちぢから協議会』の区域でもそのマンションを入れて『まちぢから協議会』の活動をするということなのですから。

上記のことは何も問題としないで、自治会が任意団体にもかかわらず、すべての自治会が入らなければ認定しないという条例を作った意味をもう一度説明してください。

(市の考え方)

自治会は地域住民に最も身近なコミュニティ組織であることから、各自治会が中心的な存在となって、地域の各種団体や住民と連携してまちぢから協議会を立ち上げ、市民の自由な意思のもと活動を進めていくことが地域力の向上を図り、市民主体のまちづくりの推進に繋がると考え、「全ての自治会がまちぢから協議会の構成員になっていること」を認定基準として規定しておりました。条例施行から10年が経過し、自治会を取り巻く現状や今後発生が想定される事象を踏まえ、この度、条例の見直しを行うことといたしました。

なお、見直し後は、「認定区域で活動する全ての自治会が構成員になっていないものでも、当該地域の各種団体や住民と連携・補完し合いながら、地域課題の解決に向けて活動できる体制が構築されている」ことを認定基準とすることを考えており、無条件に認定を行うものではございません。

(意見 10) (対応区分:対応済み)

P8 (3) 認定基準の見直しの内容 3行目「ただし～」から6行目「認められる場合」まで

構成員となっていない自治会の区域も含めて、当該地域の各種団体や住民と連携・補完し合いながら、地域課題の解決に向けて活動できると形式的だけではなく、実質的に構成員すべてに浸透する体制が構築できているかの見極めは難しいと思います。

誰が認めると判断するのか、例えば「市長が」など、明確に条例に記載すべきと思います。

(市の考え方)

条例第2条第2項で、市長は基準に適合すると認めるコミュニティを認定することとしており、改正後の条例においても、市長が認定することがわかるように規定いたします。

(意見 11) (対応区分:参考)

「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例の一部改正の考え方（素案）」につ

いてのパブリックコメント

1. 意見の対象部分・・・「認定区域で活動する全ての自治会が構成員になっていること（第2条第2項第2号）」という認定基準について、見直しを行います。

意見・・・「認定区域で活動する全ての自治会が構成員になっていること」の見直しについては、実情に合っており賛成致します。

2. 意見の対象部分・・・見直し後の認定基準においては、原則、認定区域で活動する全ての自治会が構成員になっているものとします。

意見・・・原則とはいって、「全ての自治会が構成員になっているものとします」については、自治会に活動の責任を押し付けるような意味合いに受け取れますので、見直すべきかと思います。

原則、全ての自治会が構成員になることが必要なのか、理由を明確にしてほしいです。

「地域課題の解決に向けて活動できる体制が構築されていると認められる場合は、認定を受けられることとします。」の認められる場合の認定基準を明確にすれば、自治会を中心とした体制でなくても、地域課題の解決に向けて活動できると思います。

自治会も役員の高齢化と加入率が低下し担い手不足になっておりますので、自治会に過度の負担を求めるのではなく、一般住民がそれぞれのライフスタイルに合った形で参加できる仕組み作りにすべきかと思います。

（市の考え方）

自治会は地域住民に最も身近なコミュニティ組織であることから、各自治会を中心的な存在となって、地域の各種団体や住民と連携してまちぢから協議会を立ち上げ、市民の自由な意思のもと活動を進めていくことが地域力の向上を図り、市民主体のまちづくりの推進に繋がると考え、「全ての自治会がまちぢから協議会の構成員になっていること」を認定基準として規定しておりました。条例施行から10年が経過し、自治会を取り巻く現状や今後発生が想定される事象を踏まえ、この度、条例の見直しを行うこといたしました。

各自治会の事情や考え方は様々であり、各自治会の自由な意思のもと日々の活動が行われるべきであることから、まちぢから協議会に加入の意思がない自治会に対し、強制的に加入を促すような意図はございません。

「当該地域の各種団体や住民と連携・補完し合いしながら、地域課題の解決に向けて活動できる体制」を担っていただくのは、自治会に限ったものではなく、まちぢから協議会を構成している各種団体や住民も含んだ多様な主体を指しております。

今後も幅広い分野で活躍する市民の皆さんのが関わりやすい仕組み作りに取り組んでまいります。

（意見12）（対応区分：参考）

8ページ

（3）認定基準の見直しの内容

「認定区域で活動する全ての自治会が構成員になっていなくても、構成員となっていない自治会の区域も含めて、当該地域の各種団体や住民と連携・補完し合いしながら、地

域課題の解決に向けて活動できる体制が構築されていると認められる場合は、認定を受けられることとします。」とありますが、以下の理由で反対です。即ち全ての自治会が構成員になるべきです。

1. 自治会からの代表者がいなければ、その自治会内の住民と連携・補完することは出来ない。
2. 地域住民は自治会員であることは認識しているが、「まちぢから協議会」の構成員になっていることはほとんど認識していない現状から、「まちぢから協議会」に加入していない自治会の地域課題を把握することは困難である。
3. 加入済みの自治会が「まちぢから協議会」から退会しても「まちぢから協議会」は存続することになり、「まちぢから協議会」から退会することを許容することになる

全ての自治会が「まちぢから協議会」に加入する様に、「まちぢから協議会」に加入しない自治会の理由を明確にし、その原因を払拭する様に「まちぢから協議会」の改善を図り、参加して楽しい「まちぢから協議会」を目指すことが重要である。

（意見 1 3）（対応区分：参考）

9p の認定基準（見直し後）認定区域で活動する全ての自治会が構成員になっていないものでも、当該地域の各種団体や住民と連携補完し合いながら…（省略）認定を受ける事が出来る。

この文章、何度も読みました。でも実際、残った自治会や団体、個人の応募委員の皆さんに負担が行くだけです。各自治会地域の大きさは様々ですが、地域特性を理解し、子供からお年寄りまでの幅広い世代の住民達と身近に接しながら、お互い助け合いつつ活動しているのが自治会です。

はっきり言って抜けた自治会の代わりなど他者には困難なので、今まで通り一個でも自治会抜けたらまちぢからは成立しないがスジだと思います。一方でまちぢを抜ける自由が各自治会には有るはずです。

でも、まちぢから抜けて会議出席など無くなってしまっても、例えばまちぢからの刊行物やまちぢのチラシなどは抜けた自治会にも配布をお願いする事になる。その自治会地域内のネットワークやマンパワー頼みになります。抜けた自治会がまちぢからの配布物を拒否しなければそういうなります。

（市の考え方）

自治会は地域住民に最も身近なコミュニティ組織であることから、各自治会が中心的な存在となって、地域の各種団体や住民と連携してまちぢから協議会を立ち上げ、市民の自由な意思のもと活動を進めていくことが地域力の向上を図り、市民主体のまちづくりの推進に繋がると考え、「全ての自治会がまちぢから協議会の構成員になっていること」を認定基準として規定しておりました。現在の条例の規定では、全ての自治会が構成員にならなかった場合、認定が取り消しとなり、まちぢから協議会の活動が停滞する恐れがあります。条例施行から 10 年が経過し、自治会を取り巻く現状や今後発生が想定される事象を踏まえ、この度、条例の見直しを行うことといたしました。

見直し後は、「認定区域で活動する全ての自治会が構成員になっていないものでも、当該地域の各種団体や住民と連携・補完し合いしながら、地域課題の解決に向けて活動できる体制が構築されている」ことを認定基準とすることを考えております。全ての自治会が構成員にならない状況が生じる場合には、地域の実情を確認し、地域課題を共有するための体制づくりについて、必要に応じて助言をしてまいります。

(意見 14) (対応区分：参考)

認定基準の見直しの内容について、理解致しましたが、質問があります。

自治会が構成員でなくとも、自治会加入世帯（全員）及び未加入世帯（全員）は構成員になれる。

解釈はなれるで、よろしいでしょうか。

また『まちぢから協議会』が提供するサービスを受けることや、活動に参加することができるです。

記載がありますが、自治会が構成員でない自治会加入世帯（全員）及び未加入世帯（全員）の構成員に対して誰がサービス等を提供するのでしょうか。

(市の考え方)

まちぢから協議会の構成員となっていない自治会がある場合でも、当該自治会区域の住民は、まちぢから協議会が提供するサービスを受けることや活動に参加することができます。ただし、サービスの提供については、当該自治会区域の住民に対して、地域の各種団体や住民と連携・補完し合いしながら、まちぢから協議会が実施する必要があります。

■民主的な活動に関する意見（3件）

(意見 15) (対応区分：検討)

2ページ 2. 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例（1）条例の施行（3）認定基準（6）

○「本市の住民自治を促進するためには、地域課題を話し合う協議の場である『まちぢから協議会』」と記載があります。住民自治を促進するための話し合いは『まちぢから協議会』でなくても行われています。本当に『まちぢから協議会』が住民自治を推進できるということならば、『まちぢから協議会』が認定基準の（6）の確認・評価をきちんとしていくことが必要です。それでないと『まちぢから協議会』の活動は意味がないと思いますが、その評価ができるないのが現状だと思います。

本当に必要ならば、協議会の委員だけでなく、一般地域住民にも民主的に推進されているかどうか、確認をすべきと思います。

(市の考え方)

まちぢから協議会の活動については、組織内でのチェック機能や、市の附属機関による外部評価だけでなく、より多くの住民の確認や評価を踏まえ、民主的に行われるべきものであると認識しております。

各地区のまちぢから協議会に対し、引き続き積極的な情報発信と住民の声を取り入れられるような取り組みの実施を促してまいります。

(意見16) (対応区分:参考)

各地区のまちぢから協議会に、自治会は全てが参加しなくても良いと考えます。各地区的それぞれの自治会の活動は、それぞれの会員の考えを集約して自治会の運営が行われるべきと考えます。

その自治会の意見が、地域全体の活動指針と合わないことも、有ると思います。又、まちぢから協議会の活動は、自治会への参加の有無を問わずに考えていますが、同じように矛盾を感じます。

市民ファーストを基本理念にすることは、素晴らしいと考えますが、矛盾の無い運営理念を構築頂きたく、お願ひ致します。

(市の考え方)

まちぢから協議会は、全ての住民が関わることができ、地域全体のまちづくりに取り組む、地域における総合性を持った組織であることから、認定区域内において構成員となっていない自治会がある場合でも、当該自治会の区域も含めて、また地区全体の非自治会員に対しても、活動を展開していただくことが重要です。

まちぢから協議会の活動については、より多くの住民の確認や評価を踏まえ、民主的に行われるべきであることから、各地区のまちぢから協議会に対し、住民の声を取り入れられる体制の構築を促してまいります。また、住民の誰もが、まちぢから協議会の制度や取り組みについて知ることができるよう、まちぢから協議会と連携を図りながら、わかりやすい情報発信に努めてまいります。

(意見17) (対応区分:検討)

6ページ (2) 各地区における懸念事項

○「今後発生が想定される事業」の表の中に、新設マンションや、既存マンションに置いて、自治会が設立された際に、『まちぢから協議会』に参加しないケースが発生することが想定されると記載があります。

そもそも、自治会がなくても管理組合があれば住民としては十分なこともあります。そのようなマンションがすでにたくさんあり、そこに住む住民は『まちぢから協議会』はどんなものか、自分たちが構成員になっていることさえ、知りません。

問題は、もっと前にあるのではないですか。

『まちぢから協議会』は、策定時にすでに民主的に地域の住民が作ったものでないために、すべての住民が関わることができていない地域の組織となっています。

まして、既存の団体は、すでに高齢化てきて、地域の課題等を本当に解決する能力があるのか、疑問です。

地域の人たちが、本当に何が地域に必要なのか、民主的に話し合う場を提供する団体こそ、必要なではないでしょうか。

(市の考え方)

地域において地域課題等について民主的に話し合いを行う多様なコミュニティが活動

することは、自治の推進に繋がるものであると考えます。市では、公益の増進に取り組むコミュニティが自治の担い手として重要な存在であることを認識し、それぞれの団体の活動を尊重しております。まちから協議会もそのような団体の一つではありますが、ご指摘のとおり、住民の認知度や活動への参加しづらさは課題であると認識しております。

まちから協議会が活動を展開するにあたり、住民から求められているニーズを把握できるよう、住民の声を取り入れられる体制の構築や、わかりやすい情報発信について支援してまいります。

当初から目的としている民主的な協議の場の設置・運営に地域と連携し、より一層取り組んでまいります。

■自治会の参加等に関する意見（1件）

（意見18）（対応区分：参考）

自治会依存・主軸とする根本概念を捨てること。

私物化された自治会への補助打ち切り、「住民自治=自治会活動」が崩壊した中で、自治会依存に頼らない行政事業の推進。

（市の考え方）

市では、地域の各種団体や住民と連携・協力しながら、まちづくりを進めております。その中で、自治会は重要なパートナーの一つであると認識しております。今後も自治会をはじめとした多様な主体との適切な役割分担のもと、協働して地域課題の解決を図ってまいります。

■自治会への支援に関する意見（3件）

（意見19）（対応区分：参考）

3ページ 重要事項の決定に関与する者一部

重要事項の決定に関与する者一部が公募により選出されるものであること。

コミュニティの重要事項の決定に認定区域に住所を有する住民が公募によって関わることが必要と思われ、地元に居住している方が選出されることが望ましくとても良いことと思う。ただ自治会や地区社協の活動に参加する方が減っているので、皆が参加しやすい多くの人が参加できるようになったら良いと思う。

（市の考え方）

まちから協議会をはじめ、まちから協議会の構成員となっている各種団体においても、より多くの方が参加しやすい組織づくり、組織運営をしていただくよう、必要な支援を行ってまいります。

（意見20）（対応区分：参考）

1ページ 1. 地域コミュニティ制度

自治会を前提とした地域コミュニティ制度の基本となる自治会への加入者が減っている現状から、市民の全ての人が自治会に加入しなければならないという条件設定が必要と考えますが、いかがでしょうか。

私は浜見平に住んでいますが、自治会に加入していない人が多く、自治会活動が思うにまかせない現状があります。市内に住む全ての人は自治会に加入すべしという条例（取り決め）が必要であると思います。

（市の考え方）

茅ヶ崎市自治基本条例（第6条第1項）では、市民の責務として、市民は、自治の主体であり、自治会活動、ボランティア活動等の自治を推進するための活動に主体的に取り組むよう努めることを規定しています。市民一人ひとりの自由な意思を尊重することが重要であることから、活動への参加を強制するものではございませんが、今後も将来に渡り、公益の増進の担い手である自治会等が活動を継続できるよう、まちぢから協議会や自治会等の関係者と連携を図りながら、必要な支援に努めてまいります。

（意見21）（対応区分：検討）

これって結局25万円の予算貰えるか貰えないかの線引きをどうするか？という事で有れば、抜ける自治会が一つでも1/3の自治会でもどちらでも良い気がしますが、認定コミュニティとして残る場合、抜けた自治会にもまちぢから協力費用をつけて欲しいです。地域への配布物などは自治会協力無しで、他者が抜けた自治会地域も配って回るとか非現実的だからです。

（市の考え方）

市では認定コミュニティに対し、運営助成金25万円、課題解決等に必要な費用として各地区200万円を上限に、財政的支援を実施しております。各自治会に対しては、個々の活動内容に応じた支援を実施しておりますが、今後は自治会支援のあり方全体に視野を広げ、自治会活動の発展につながる効果的な支援方法について検討してまいります。

■情報の共有・発信に関する意見（4件）

（意見22）（対応区分：参考）

5ページ 事業の一覧

湘北の地域が含まれておらず、湘北地区が好きで住んでいる方もいるので、一員に加わってほしい。

他の地区がどのような取り組みを行ってか書かれており、良かった。

（意見23）（対応区分：参考）

P8～9

認定区域で活動するすべての自治会が構成員になっていないものでも、当該地域の各種団体や住民と連携・補完し合いながら、地域課題の解決に向けて活動できる体制が構築

されていると認められる場合は認定を受けることができる。→湘北も入ってほしい。それぞれの地域の特性をアピールし連携をとって欲しい。

(市の考え方)

現在、まちぢから協議会が立ち上がってない地区に対しては、市職員が地域の会合で他地区のまちぢから協議会の活動等に関する情報提供をしたり、茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会の委員である学識経験者による研修会を開催したりするなど、まちぢから協議会の立ち上げに至った際に参考となるよう、情報提供等を実施してまいりました。引き続き、市として必要な支援を行ってまいります。

(意見 24) (対応区分:参考)

地区にもよると思いますが、自治会組織活動で未加入世帯に対して、サービス提供等(全戸配布)は行われていない実情を踏まえて、具体的な方法はあるのでしょうか、無ければ対策検討が必要と考えますが如何でしょうか。

(まちぢから協議会が組織低下してこの先の消滅に繋がる恐れがあるのではないかでしょうか)

※現状、行政サービス情報等全戸配布をまちぢから協議会経由で自治会に依頼がきている。地区にもよるが大多数自治会は会員のみの配布と思われます。この先もこのまでの現状でよいのですか。

※認定基準の見直しは賛成ですが、見直しによる組織力低下が想定され世帯構成員に対してのサービス低下を危惧しています。

(市の考え方)

例示いただいた各種発行物の非自治会員への配布については、当該地区的公共施設等への配架及びホームページへの掲載等が手法として挙げられます。他にもどのような手法が有効なのか、引き続き情報収集と自治会への情報提供に努めてまいります。

(意見 25) (対応区分:参考)

○自治会等との関係分かりづらいですし、市民に十分「まちぢから協議会」が(十分)理解されていないと思いますので、いま一度0から(解散し)始めたらどうですかと思う

○住民への情報発信も多少しているが、どんな事業し、どう運営しているのか分かりづらいです。

○他市はもっと自治会が中心に実施していると思いますが、どのようになっていますか。

○協議会の名称を見てもどこの地域、町内会、部落か、自治会かわからない。

①浜須賀中(松が丘)、②浜須賀小(白浜町)、小和田公民館、小和田公園、小和田消防、小和田神社、小和田小学校(何処の地域にあるのか)、③松林小学校は松林学区で小和田も含んでいるのでは。浜須賀地区、松林地区、小和田地区、各協議会はどう区割りしているのか。

④それはすべてのまちぢから協議会に言えることと思う

⑤さらに言えばえば分かりやすい南湖地区にしても一部茅ヶ崎地区に入っているのでは

(十間坂、茶屋町含む)

- ⑥共恵地区の人の中には今も十間坂と呼ばれたいと言っている人あり
- ⑦幸町、若松町はかつては新町・本村だったのでは。今も神輿（祭は行っている）
- ⑧そして幸町も若松町も他のまちぢから協議会がふさわしいのではと思える
- ⑨湘南地区、鶴嶺東・西もわかりづらい。小出は分かれているの
- ⑩湘南地区何処…
- ⑪かつては中海岸にあった福祉会館で東海岸と中海岸と一緒によく市の打合せ会、懇談会等々したと思う。今はどうしてわかれたの
- ⑫東海岸地区は中海岸なら「うみかぜテラス」等でよく色々なものをしている。東海岸は公民館もなく小さなコミセンが地域のはずれにあるのみだからか。自治会館ないに等しい。かつては自治会館を雄三通り付近の四つ角にできそうなこともあった。また今中海岸に置いてある神輿は10月の祭りで東海岸南北二丁目、北三丁目四丁目五丁目、南五丁目でかついでいる
- ⑬若松町や幸町は、本村地区か新町地区か東海岸地区かのまちぢから協議会の方がふさわしいと思う
- ⑭東海岸六丁目に住んでいる人の中には、六丁目は迷路なので、一中通りしか歩かないとか（迷うと）（ちっと数m）（1軒（1家）ちっとで南側（海より）一中通り・ラチエン通りに続く）こんなことも避難路を分かりやすくしたり便●向上 安全性に取り組んでほしい。ですから住居表示についてもまちぢから協議会で取り組んでほしい

(市の考え方)

より多くの市民に関心を持っていただき、活動に参加していただけるよう、まちぢから協議会の制度や各地区の取り組みについて、まちぢから協議会と連携を図りながら、わかりやすい情報発信に努めてまいります。

■パブリックコメント手続に関する意見、要望（4件）

(意見26)

- 「地域コミュニティー」に関するパブコメ（意見）募集ですので、もっとPR（啓発）したり説明会等を実施して欲しいです

(意見27)

- ①ほとんどの（多くの）パブコメ（パブリックコメントの意見募集で、これまでいつも（ほとんどの件が）応募者が非常に少なかったと思う。パブリックコメントの意味（公意募集）（市民の意見募集）の意味からしてももっとPR（啓発・多くの情報発信）等したり、種々（色々）な工夫をして欲しい。

(意見28)

- ③パブコメの意味からしても（市民に）説明会開催するのが原則と思う。
- ④説明会（パブコメの）開催した（茅ヶ崎ゴルフ場等々）パブコメは、パブコメ等の説

明会の参加者も多く、パブコメ応募者も非常に多かったと思う。

(市の考え方)

パブリックコメント手続きは、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆様からご意見をいただくことができる重要な市民参加の機会であると認識しています。

パブリックコメント手続きの実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、メール配信サービス、X、LINE、デジタルサイネージの活用に加え、広報掲示板及び公共施設への掲示、まちぢから協議会を通しての周知等、様々な周知啓発を行っているところです。

パブリックコメント手続きをはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて様々な方法を組み合わせて実施することとしており、今後も市民参加機会の充実を図るとともに、積極的な情報提供に取り組んでまいります。

(意見29)

②上記と関連ありますが、市広報ちがさき情報欄に当パブコメ募集が記載されておりますが、多くの市民は見逃し（見落し）等してしまわないでしょうか。

(市の考え方)

広報紙の作成にあたっては、多くの市政情報をより分かりやすくお伝えできるよう努めておりますが、紙面に限りがあるため、その号に掲載する記事の内容に応じて、掲載する欄や量を総合的に調整し、より多くの市民の皆様に情報を認知していただけるよう工夫しております。今後も、それぞれの内容や媒体に応じた、わかりやすい情報発信に努めてまいります。